

No.	件名・内容	回答
1	<p>「丸山公園の園内アナウンスについて」</p> <p>【内容】丸山公園に犬を散歩に連れてくる人の中に、ベンチで休んでいる時、横に犬を上げて一緒にならんで座っている人がいます。雨の後に散歩している犬の足跡で他の人が座れません。アナウンスの中に「犬はベンチにのせない様お願いします。」と付加文が欲しいです。又、働いている人にも注意をお願いしたいです。</p> <p>(受付No.) 28-2021 (受付日) 平成28年4月27日</p>	<p>公園は、多くの皆さんがご利用いただける公共のスペースでございますが、近年のペットの増加や飼い主の方のマナーやモラルの低下が問題となっておりますことから、職員や警備員により、園内での巡回や声掛けを行っているところです。</p> <p>しかしながら、目の行き届かぬ所もございまして、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。</p> <p>今後の対応としまして、巡回や声掛けを引き続き行っていくことはもとより、注意喚起の看板設置や園内アナウンスでの呼びかけを行い飼い主のマナー向上に努めてまいります。</p> <p>(担当) みどり公園課 (電話) 775-8129</p>
2	<p>「上尾市路上喫煙の防止に関する条例について」</p> <p>【内容】路上喫煙禁止区域内で喫煙している人を見かけます。罰金を設けるなど、厳しく取りしめるべきです。また、指定喫煙所の設置はアンケートにより決まったようですが、喫煙者のみに便宜をはかることや、受動喫煙に関する健康被害を考慮したうえなのでしょうか。路上喫煙は市内全域の公共の場で禁止すべきです。禁止区域外は努力目標では効果が薄いです。</p> <p>また、飲食店でも、完全喫煙店以外では未成年者の利用を禁止するぐらいでないかと、条例の意味が薄いです。</p> <p>(受付No.) 28-2077 (受付日) 平成28年6月28日</p>	<p>「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内の道路等、公共の場所での路上喫煙防止に努めていただいています。その中でもJR上尾駅と北上尾駅の東西口周辺を路上喫煙禁止区域と指定し、その区域内に指定喫煙所を設けています。</p> <p>上尾市は、アンケート結果に基づき、非喫煙者と喫煙者両方の方々の立場を考慮し、指定喫煙所を設置しました。喫煙者を一カ所に集めることで分煙を図ること及び、吸い殻のポイ捨てを減らすことが目的です。</p> <p>しかし、まだまだ課題はあります。条例により違反者に過料の罰則を設けていますが、条例の周知とともに、喫煙者の方のマナーの向上を図ることがとても大事であると考えます。禁止区域外の路上喫煙防止とともに、広報やホームページでの啓発文掲載など、継続的な呼びかけを行っていきます。</p> <p>また、飲食店など私有地は条例の適用外です。多くの方が利用する施設であっても、個人の所有物に法律の規定以上の規制を、条例により加えることはできかねます。</p> <p>(担当) 生活環境課 (直通電話) 775-6940</p>

No.	件名・内容	回答
3	<p>「健康器具の設置について」</p> <p>【内容】我が家から歩いて30分程の公園の一角に何時でも誰でも、無料でできる健康器具がずらりと設置されています。早朝あるいは日中でも様々な年齢層の方が利用しています。設置してから数年経た現在、屋外設置故のメンテナンスといった管理の労力はありますが、市民の健康増進、保険財政にも十分寄与できると思います。是非、上尾市の公園にも設置をお願いしたいです。</p> <p>(設置している公園) 桶川駅西口公園</p> <p>(受付No.) 28-2252 (受付日) 平成28年9月2日</p>	<p>桶川市の公園で健康遊具をご覧になったとのことですが、本市におきましても、高齢者をはじめ幅広い世代の方々の日常的な健康・体力づくりを目的に、身近な公園への健康器具の設置を進めています。</p> <p>新たに公園を整備する際には、地域にお住いの皆様のご意見を伺いながら、子ども向け遊具とともに、背伸ばしベンチやぶらさがり等の健康遊具の設置を提案し、その普及に努めております。</p> <p>既存の公園につきましては、現在のところ健康遊具を設置する計画はございませんが、施設改修時には設置を積極的に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、本年5月には大字壺丁目地内に、健康遊具を多数そろえたフィットネスパークという公園が完成しましたので、ぜひ足をお運びいただければと思います。</p> <p>(担当) みどり公園課 (電話) 775-8129</p>
4	<p>「工事後の舗装復旧について」</p> <p>【内容】数か月前に水道工事にて上尾市内を工事しておりました。わずか数ヶ月で明らかな転圧不足に伴う舗装の沈下が見られておりました。一昨日あまりのひどさのためか補修がされましたが、転圧不足の伴う補修のため結果、舗装は波を打っており段差、継目の不良、雨水の滞水、補修アスファルトのバラケなどとてもひどい状況のままです。</p> <p>補修のアスファルトのバラケ飛び石となって危険ですし、高齢者や子供の自転車がハンドルを取られる様子などが見られております。</p> <p>けが人や車の損傷が起こる前に補修対応ではなく、早急な復旧対応を求めます。なお、既存舗装もひどいため表層全面復旧等の対応を求めます。よろしくお願いたします。</p> <p>(受付No.) 28-2314 (受付日) 平成28年10月11日</p>	<p>現在、工事後の仮復旧の状況ではありますが、舗装の沈下に対しまして大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございません。</p> <p>埋戻しの際の転圧不足により舗装の沈下が発生し、部分的に補修してきましたが、まだ段差や水溜りがある所も見られる状況となっております。</p> <p>復旧対応といたしまして、補修アスファルトのバラケのある箇所については清掃を行うとともに、近日中に既設舗装にアスファルトをのせて段差を解消する方法でなく、舗装を剥がして補修を行います。</p> <p>また本復旧工事としては、来年度早い時期に区間内の全面舗装を予定しておりますので、それまでの間は巡回を強化し、仮復旧舗装の状態を監視してまいります。</p> <p>(担当) 水道施設課 (電話) 775-5155</p>

No.	件名・内容	回答
5	<p>「野良猫の餌付けについて」</p> <p>【内容】近隣で野良猫に餌をあげている人がいるために近隣住民が糞尿などの被害にあっています。野良猫に餌やり禁止の指導をお願いします。</p> <p>(受付No.) 28-2370 (受付日) 平成28年12月26日</p>	<p>この度ご意見をいただきました野良猫の餌付けに関する問題についてですが、餌付けを禁止することを明記した法律はありません。</p> <p>餌やりなどの問題については「動物の愛護及び管理に関する法律」及び県条例を鑑み餌付けやフンの処理の仕方など指導を行っております。また、今年度から上尾市ではこれ以上不幸な猫を増やさないために、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業」を市内の協定を結んだ獣医師の協力により無償で行っております。指導の際には同事業の利用を勧めております。上尾市としましては、今後ご理解とご協力をいただきながら、快適な環境づくりに努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(担当) 生活環境課 (電話) 775-6940</p>